平成２３年（フ）第１６号
山形市あかねヶ丘２丁目17番23号　プロキオンα－Ｃ号、前住所山形市飯田３丁目７番54号　Ｎ’ｓコーポ105号
債務者　遠藤　敬介
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細谷　伸夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６８９号
金沢市長田１丁目５番１号、従前の住所金沢市諸江町中丁226番地１
債務者　来馬　達也
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　久徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３２９７号
名古屋市中川区畑田町１丁目３番地　市営畑田荘２棟106号
債務者　ムーングロウこと　今村　　晃
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　俊光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９９１号
大阪府高槻市安岡寺町２丁目１番26号
債務者　三谷秀一こと　金　　秀一
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　謙司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０５号
大阪市生野区巽北１丁目９番６号
債務者　大西　哲男
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜田　真樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１６号
福井県越前市高森町第13号７番地の６
債務者　瀧山　静江（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上坂　　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６０号
佐賀県佐賀市東与賀町大字下古賀1632番地１
債務者　百武　恭子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福島　和代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６８０号
石川県石川郡野々市町字三日市町408番地、従前の住所石川県石川郡野々市町稲荷４丁目137番地
債務者　土居　良三
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　明夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４５号
愛知県一宮市萩原町萩原上町87　ｓｕｎｈｏｕｓｅ162、住民票上の住所岐阜県羽島郡岐南町平島８丁目65番地の１　グランツ杉山Ⅲ－２Ａ号室
債務者　和田　末男
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３８０号
佐賀県鳥栖市安楽寺町1252番地
債務者　田中　隆之
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤研一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３９号
盛岡市東山１丁目28番５号　ガーデン新山101号
債務者　菊池　香織
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第６１号
岩手県紫波郡矢巾町大字高田第10地割57番地23
債務者　中山　　香
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第６３号
神奈川県秦野市北矢名752番地の２
債務者　柴山須美子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７７２号
相模原市南区下溝756番地５　ベルトピア302号
債務者　外山　秀一
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２０号
相模原市南区相模台２丁目12番20号
債務者　齋藤　裕子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２１号
相模原市緑区下九沢2103番地24
債務者　髙梨　恵介
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１８号
新潟県新発田市諏訪町１丁目７番12号
債務者　竹中　秋夫
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部